



長 第 3 9 8 号
令和 5 年 8 月 2 8 日

和歌山県老人福祉施設協議会長
和歌山県老人保健施設協議会長
和歌山県訪問介護事業所協議会長
和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会長

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金給付事業の実施について

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各介護サービス事業所等の管理者あてに当室から通知するとともに、市町村所管の介護サービス事業所等については市町村から周知するよう各市町村介護保険・高齢者施設担当課長あて依頼しています。

貴職におかれても、会員に対して当支援金をご案内いただき、対象事業所が支援を受けられるよう、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○支援金に関する問い合わせ先

社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金事務局

住所：和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル7階

電話番号：073-488-3009

(受付時間 9:00~17:00 土日祝を除く)

FAX : 073-488-3029

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 1 5 日

各事業者 様

和 歌 山 県 福 祉 保 健 部
福祉保健政策局介護サービス指導室
福祉保健政策局障害福祉課
健 康 局 医 務 課
健 康 局 薬 務 課

「社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金」のご案内

和歌山県では原材料費等の高騰により影響を受ける介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、薬局等に対し支援金を給付いたします。

該当の事業所におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる施設等

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、病院、診療所、施術所、歯科技工所、薬局（※事業所によっては給付対象外となる場合がありますので、別添の「申請要領」及びホームページ上で公開している「給付規程」を必ずご確認ください。）

2. 給付金額 別添「申請要領」をご確認ください。

3. 申請書の提出

(1) 提出期限 令和 5 年 1 0 月 6 日 (金) (消印有効)

(2) 提出方法

以下へ郵送で提出してください。

社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金事務局
住所：和歌山市本町 1 丁目 22 番地 Wajima 本町ビル 7 階
電話番号：073-488-3009（受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く）
F A X : 073-488-3029

(3) 提出書類

- ①社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金給付申請書（別記第 1 号様式）
- ②申請金額内訳（別紙）
- ③誓約書（別記第 2 号様式）
- ④振込先口座確認書（別記第 3 号様式）
- ⑤役員名簿（別記第 4 号様式）※法人の場合のみ

※給付規程、申請要領、提出書類の様式は以下のホームページに掲載されています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040100/d00211757.html>

社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金交付事業

申請要領

〔受付期間〕

令和5年8月15日（火）から令和5年10月6日（金）まで

〔申請先・申請方法〕

申請方法：郵送による申請書類の提出

申請先：社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金事務局
（和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル7階）

〔お問い合わせ先〕

➤支援金の申請方法についてのお問い合わせ

社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金事務局

電話番号：073-488-3009（受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く）

F A X：073-488-3029

メールアドレス：shienkin@herb.ocn.ne.jp

住 所：和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル7階

令和5年8月
和歌山県

目次

I	趣旨	3
II	支援事業の内容	3
1.	支援の対象者	3
2.	支援金の額	4
III	交付申請手続	5
1.	受付期間	5
2.	申請手続	5
2-1.	申請方法	5
2-2.	提出書類	6
2-3.	支援金交付	6
IV	留意事項	7

I 趣 旨

物価の高騰により大きな影響を受けている県内社会福祉施設・医療機関等の事業の継続を支え、負担の軽減を図るため支援金を給付するもの。

II 支援事業の内容

1. 支援の対象者

※ただし、下記のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体が開設者等である場合を除く。

□介護サービス事業所等

要件…次のいずれかの事業を運営する施設・事業所であること。ただし、共生型サービスに該当する場合は、介護サービス事業所等と障害福祉サービス事業所のいずれかを申請する場合に限る。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス又は通所型サービスに限る）

□障害福祉サービス事業所

要件…和歌山県知事又は和歌山市長が指定する次のいずれかに該当する施設・事業所であること。ただし、共生型サービスに該当する場合は、介護サービス事業所等と障害福祉サービス事業所のいずれかを申請する場合に限る。

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（単独型又は併設型に限る）、施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

□病院

要件…保険医療機関であること

□診療所（医科・歯科）

要件…保険医療機関であること

□施術所

要件…はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師（以下「あんま師」という。）及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを行う施術所であること

□歯科技工所

要件…保健所に開設の届出を行っていること

□薬局

要件…保険薬局であること

2. 支援金の額

【支援額】

施設類型			単価	
介護サービス事業所等	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	14,000	円/定員
	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	19,000	円/定員
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	37,000	円/事業所
	居宅介護支援	居宅介護支援	18,000	円/事業所
障害福祉サービス事業所	通所系サービス		7,000	円/定員
	居住系サービス		5,000	円/定員
	入所系サービス		13,000	円/定員
	訪問系サービス		15,000	円/事業所
	相談系サービス		7,000	円/事業所

病院 (※1)	一般病床 療養病床	高度急性期	143,000	円/病床	
		急性期	55,000	円/病床	
		回復期	32,000	円/病床	
		慢性期	32,000	円/病床	
	精神病床		32,000	円/病床	
	感染症病床		55,000	円/病床	
	結核病床		55,000	円/病床	
	特別高圧加算 【特別高圧(※2)で受電する施設のみ以下の金額が加算されます。】				
	電気使用量	令和5年1月から8月分	3.5	円/kWh	
令和5年9月分		1.8	円/kWh		
診療所 (※1)	有床診療所(許可病床数が2床以上)		32,000	円/病床	
	有床診療所(許可病床数が1床)		42,000	円/事業所	
	無床診療所(医科)		42,000	円/事業所	
	無床診療所(歯科)		42,000	円/事業所	
施術所	はり師、きゅう師、あんま師、柔道整復師		42,000	円/事業所	
歯科技工所	歯科技工所		35,000	円/事業所	
薬局	薬局		42,000	円/事業所	

※1 病院及び有床診療所の病床数については、給付申請書の別添「病床数の計上方法について」を必ずご参照ください。

※2 特別高圧…受電電圧が7,000Vを超える契約形態のこと。

Ⅲ 交付申請手続

1. 受付期間

令和5年10月6日(金)まで(消印有効)

2. 申請手続

2-1. 申請方法

交付申請書類を以下の住所に提出

【送付先】

社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金事務局
住所：和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル7階

【提出方法】

・郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください）

2-2. 提出書類

申請書類	確認事項
①社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策給付申請書 (別記第1号様式)	(記載内容) 記入欄に申請者名称及び支援金申請額等必要事項を記入、申請内容確認欄に☑を入れてください。 (確認事項) <input type="checkbox"/> 法人の場合、住所地は法人の所在地になっているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合、住所地は申請者の住所地になっているか。 <input type="checkbox"/> 支援金申請額は記載されているか。 <input type="checkbox"/> 申請内容確認欄に☑は入っているか。
②申請金額内訳 (別紙)	(確認事項) <input type="checkbox"/> 1施設ごとに1枚作成し、複数枚になる場合は通し番号を記入しているか。 <input type="checkbox"/> 特別高圧で受電していること及び電気使用量を証する書類を添付しているか。(特別高圧で受電している施設のみ)
③誓約書 (別記第2号様式)	(確認事項) <input type="checkbox"/> 記入年月日、法人名又は施設名、役職名及び代表者名に記入漏れはないか。
④振込先口座確認書 (別記第3号様式)	(確認事項) <input type="checkbox"/> 口座番号、名義などが判別可能な写しを貼付しているか。 <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座か。
⑤役員名簿 (別記第4号様式) ※法人の場合のみ	(確認事項) <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員の情報を記入しているか。

2-3. 支援金交付

県は提出された申請書類を審査し、県は申請者に対して支援金の交付を行います。

※提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

※申請が殺到する等の理由により、交付申請から交付まで時間を要する場合があります。

IV 留意事項

- *各提出書類の提出部数は、1部となります。
なお、電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。
- *申請は1施設につき1事業ごとに1回に限るものとし、複数回支援を受けることはできません。
- *国の会計検査があった際、関係書類を交えて事業内容を説明できない場合、支援金を返還する必要がありますので、本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、5年間保管してください。
- *支援金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、支援金を返還していただきます。

【別添】 病床数の計上方法について

A 一般病床・療養病床を有する病院

- a. 急性期、回復期の病床数は、「和歌山県における定量的基準②※」に基づき記載すること。
(7対1基準の病棟を除く)

※病床機能報告における「和歌山県における定量的基準②」

基準の対象となる医療機能:急性期、回復期

- 救急搬送件数(消防統計)が、下記のいずれにも満たない病院は「急性期」とせず、「回復期」とすること。

- ・年間 300 件以上
- ・中等症以上件数が年間 100 件以上

- b. 高度急性期、慢性期の病床数は、令和 3 年度に実施した病床機能報告(令和 3 年 7 月 1 日時点)の数値に基づき記載すること。

[留意事項]

- ・各機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の病床数の合計(a+b)は、申請時点の許可病床数を超えないこと。
- ・休棟の病床は除くこと。

B 上記以外の病院

申請時点の許可病床数を記載すること。

[留意事項]

- ・休棟の病床は除くこと。

C 一般病床・療養病床を有する診療所

申請時点の許可病床数を記載すること。

[留意事項]

- ・すべて休床中の場合は、一律 42,000 円の支給とする。その場合、申請書には有床診療所の病床数の欄に「1」と記載すること。